

## 令和8年度山辺町老朽危険空き家解体事業補助金

町民の安心・安全の確保や住環境の改善等を図るため、老朽化し危険な空家の解体を行う場合に工事費の一部を助成する事業です。

ただし、既に着工している工事や完了している工事は対象になりません。

### 対象となる建物

- ① 山辺町内にある、現に使用されていない居宅もしくは集合住宅（半分以上が居住スペースであることが必要です。）
- ② 鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造のいずれでもない建築物。
- ③ 住宅の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上である建築物。  
※測定基準については、別表のとおりとなります。  
※門や塀、家財道具等は対象となりません。

### 補助金の額

補助金の額は、補助対象工事費用に10分の8を乗じた金額に、2分の1を乗じた金額とし、**上限額は50万円です。**

算出した額に千円単位未満がある場合は切り捨てます。

**※補助対象工事費には消費税を含めません。**

※補助対象工事費は、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とします。

### 補助の申請ができる方

1. 次の項目のいずれかにあてはまる方が申請することができます。

- 補助対象建築物の所有者
- 補助対象建築物

の所有者の相続人、または相続人から同意を得た方

2. 次の項目のすべてにあてはまる必要があります。

- **令和9年1月末日まで**に実績報告書を提出することができること。
- 「山辺町老朽危険空き家解体事業補助金交付要綱」第4条第1項に規定する業者に解体工事を請け負わせることができること。
- この解体工事について、他の補助金を申請または受給していないこと。
- 過年度分も含め、町税等を滞納していないこと。
- 暴力団員ではないこと。または、暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

## 申請方法

交付申請の前に、「事前調査申込」が必要になります。

### ◎事前調査申込に必要な書類

- 山辺町老朽危険空き家解体事業事前調査申込書
- 建築物の付近見取図      • 配置図      • 平面図      • 写真
- 建物登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）
- 共有者の同意書（2人以上で建物を共有している場合）
- 権利者からの同意書（建物に所有権以外の権利（賃借権等）が設定されている場合）
- 相続人の同意書（相続人から同意を受けた場合）

**※事前調査の終了後、交付申請を行ってください。**

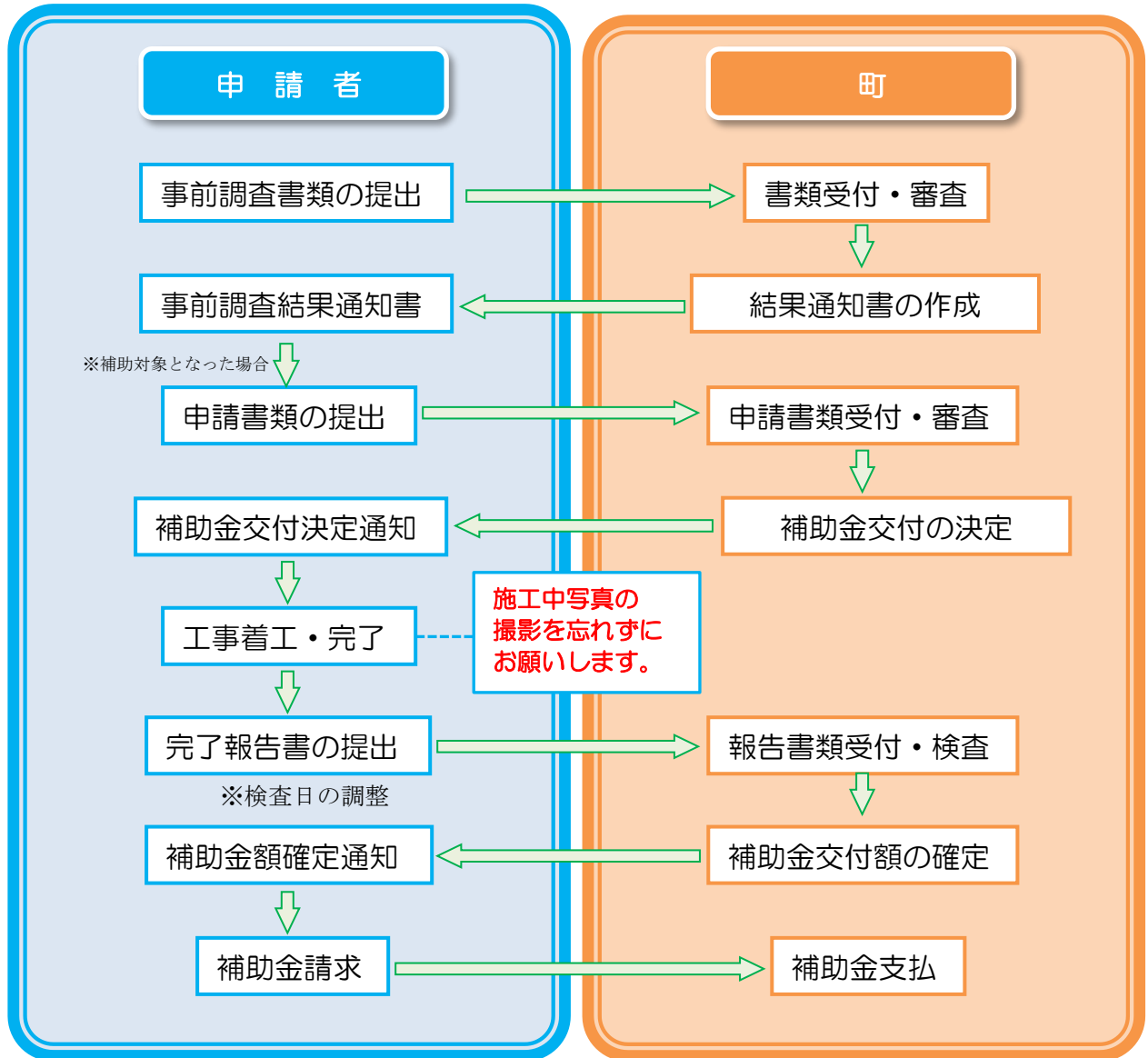
申請受付期間      **令和8年6月15日（月）～令和8年10月30日（金）**  
**※募集期間内での先着順になります。**

申請受付窓口      山辺町役場 建設課 管理用地係（山辺町役場2階）

**※補助金額が予算額を上回った場合は、募集期間内であっても終了となります。**

## 事業の流れ

※必ず補助金の**交付決定通知日以降に着工**するようにして下さい。(決定通知日より前に着工してしまうと**交付できなくなります**)



※他の補助制度（利子補給制度を含む）とは**併用ができません**。

お問い合わせ：山辺町 建設課 管理用地係 TEL023-667-1113（建設課直通）

## ※ 別表 ※

### 住宅の不良度の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点				
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20				
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
		(2) 外壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15				
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	25				
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒がたれ下ったもの	25				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20	
(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10				
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10			

住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1より

※この測定基準で評価点が100点以上の場合、補助対象となります。